

令和2年度第3回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会会議録	
議 題	1 前回会議録の承認 2 令和3年度活動方針について 3 特定個人情報の監査方法の見直しについて 4 適正管理要綱の改正と基本ルールの策定について 5 その他
日 時	令和3年3月26日(金) 10時00分～12時00分
開催場所	市庁舎18階 共用会議室 みなと4 (WEB会議)
出席者	加島委員長*、齋藤委員、砂川委員*、寺田委員*、松委員*、光安委員* (*の委員はWEB会議により参加)
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者なし)
決定事項	・令和2年度第2回委員会会議録の承認 ・令和3年度活動方針の決定
議 事	<p><b>【開会、会議の定足数確認】</b></p> <p>(事務局) 定刻となりましたので、令和2年度第3回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の開会に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、委員全員の出席をいただいております。横浜市個人情報保護審議会規則第5条第3項により準用する、同規則第4条第2項に規定する、委員の過半数の出席という要件を満たしておりますことを、御報告いたします。この後の進行につきましては、委員長よろしくお願ひいたします。</p> <p>(加島委員長) ただいまから委員会を開会します。</p> <p>本日の議事に入る前に、本日の委員会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) &lt;異議なし&gt;</p> <p>(加島委員長) それでは、本日はWEB会議にて開催いたします。また、本日の会議は公開で行います。</p> <p>1 前回会議録の確認</p> <p>(加島委員長) これより議事に入ります。まず、「(1) 前回会議録の承認」です。前回の会議録につきましては、事務局から委員に既に送付済みです。何か御意見等がありますでしょうか。特に御意見がなければ承認したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) &lt;異議なし&gt;</p> <p>(加島委員長) それでは、承認とします。</p> <p>2 令和3年度活動方針について</p> <p>(加島委員長) 次に、議事(2)「令和3年度活動方針について」に移ります。</p>

事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料2に基づき説明>

(加島委員長) 説明ありがとうございました。来年度の活動について、委員の皆さまから、何か確認したいことなどありましたらお願いします。

行政監査の報告というのは、その監査で指摘事項や改善事項があったら、それに対する対応はあるのでしょうか。

(事務局) 行政監査は横浜市長あてに提出されますので、その中で指摘や指導がある可能性はあります。

(加島委員長) それによって個人情報保護審議会や第三者評価委員会に関係することもあるかも知れないのですか。

(事務局) 内容によると思います。

(加島委員長) わかりました。ほかに御意見はありませんか。

(各委員) <異議なし>

(加島委員長) 無いようでしたら、来年度の活動方針とスケジュールはこれで確定します。

(事務局) ありがとうございます。

委員会の日程を組むにあたりまして、御都合の良い曜日、悪い曜日などありましたら、年度が明けてからで構いませんので、事務局まで御連絡いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

(加島委員長) 委員御自身のお仕事などで決まった曜日に予定がある方は、事務局に知らせてあげてください。

### 3 特定個人情報の監査方法の見直しについて

(加島委員長) 次に、議事(3)「特定個人情報の監査方法の見直しについて」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料3に基づき説明>

(加島委員長) 御説明ありがとうございました。委員の皆さん、この内容について、御意見、ご質問等があればお願いします。

(齋藤委員) 特定個人情報の取扱いは、全市で560課くらいあると記載してあります。また、外部監査の方法の案に、(1)個人情報利用事務、(2)特定個人情報保護評価を実施している事務とあります。事務単位では、(1)と(2)はどのくらいの数になると予想されますか。

(事務局) 個人番号を取り扱っているのは560課になりますが、(2)の特定個人情報保護評価を実施している課の数字は用意していません。

(齋藤委員) 1年に1事務だと監査するのは560分の1になるのか、30分の1くらいになるのか。監査対象に幾つくらい選定するか、いろいろな考え方があるかと思い、まずはそこから聞いてみました。

(加島委員長) 「560課」とは「560事務」ではないですね。

(事務局) 560は個人情報を取り扱う課の数です。

(加島委員長) 個人情報を取り扱う事務だとどのくらいの数になるのですか。何年くらいかけるとひと通り監査が終わって、また1回目になるのですか。

(事務局) 川崎が1年に8事務監査して、5年かかるそうですので、個人

番号利用事務は恐らく40くらいだと思います。

(加島委員長) 例えば住民基本台帳事務などはすごい量になります。ある程度国民健康保険や介護保険などに限定して、監査を実施していくのでしょうね。

(事務局) はい。

(加島委員長) 私が所属する国民健康保険団体連合会では、ISMSを取得しています。ISMSは毎年、外部の監査人が来て全部を監査します。更新にはかなり時間がかかります。開始から終わりまで1週間くらいかけて、職員総出で行います。内部監査として総合チェックというものも毎年行っています。

ISMSを取得する意味というのは、やはり被保険者の個人情報をいろいろと取り扱っているの、必ず外部監査の人に見てもらい、お墨付きをもらうことが大事です。お金はかかっていますが、「きちんとやっている」という意味です。

横浜市は、内部監査だけでもこれだけきちんと行っているならばいいような気もしますが。

(砂川委員) 外部監査については、川崎市や札幌市でも、監査をどこまでやるかの判断が違うように思います。案の(1)、(2)、(3)のどれがいいかは判断が難しいところかと思えます。

一方で、外部監査をお願いするとしたときに、今の時点でどう考えているかを伺いたいと思います。

現在内部監査として行っている自己点検表に沿って外部監査を行ってもらうならば、内部監査の外部委託のようなイメージだと思いますが、そのような外部監査を考えているのでしょうか。

それとも、そもそもこの自己点検表自体が正しく満遍なくできたものなのかも含めて監査してもらおうと考えているのでしょうか。その辺りを現時点でどう考えていますか。

(事務局) 正にこれからその辺りをどう詰めていこうかと考えているところです。規模の大きさも判断付きかねますし、費用面の問題もあります。どこまで委託できるのか、委託先をどうするのかの問題もあります。その辺りも含めて御助言いただければと思います。

(砂川委員) 内部ではなく外部の目でチェックしてもらうという意味で言うと、恐らくそんなにコストとしてはかからないし、そこまで専門家の目でなくていいのかもしれない。もう一度点検表自体を洗い直すとなると、やはりそれなりの資格の人に頼まなければならないので、コストは高いかと思えます。

「内部監査の方法」のところで、「外部監査を取り入れるなら内部監査を簡略化する」と書いてありました。外部監査を行っても一部分しかできないのであれば、外部監査を理由に内部監査を簡略化してしまうのは少し危険なのかなと思いました。

一方、現時点でほかのやり方で確認できるものがあるならば、外部監査の導入とは関係なく簡略化するというのはあると思います。何年かやってみて必要ないと思う項目があれば、簡素化していくほうがいいと思

います。あまりにも項目が多いと、やるほうもいい加減になっていってしまいます。必要な項目に絞るのはいいかなと思いました。

(事務局) ありがとうございます。検討を進めたいと思います。

(加島委員長) 私も砂川委員の意見に賛成です。内部監査は人手もたくさんかけられるし、内容も細かくできます。外部監査によほど人を投入するなら別ですが、そんなにお金をかけられないのであれば、内部監査は見直すとしてもあまり簡略化しないほうがいいです。外部の目で見てもらうのはいいですが、内部監査はよくできているし、今のやり方を続けたほうがいいです。その上で、できる範囲で外部の専門家の目で見てもらうことも必要かと思います。

(松委員) 外部監査の必要性は重々理解できました。個人的な感想になりますが、私自身、過去に内部監査の業務に携わったことがあります。そのとき強く感じたのは、内部監査にはメリットはありますが、デメリットもあるということです。ルーティンになってきてしまうと、マンネリ化が起りやすいと思いました。監査する側とされる側が、部署は異なりますが、同じ職場で、割と連帯感の強いメンバーだったりすると、本当に厳しいクリティカルなポイントが出てきたときにそれを指摘しづらくなってしまふところがあります。厳しいことが分かっている、しかも100パーセントの達成度が要求されるような監査項目の場合には、「100じゃなく99だったら駄目だ」という雰囲気になってしまい、表現は悪いのですが、見なかったことにされやすくなると思います。

ただ、そこは本当に検出が必要なポイントだというのはそのとおりだと思います。そこを外部団体に委ねることは必要かと思います。

反面、今までの話のとおり、内部監査をおろそかにしていいのだというのはまた違うと思います。達成率100パーセントとなるチェックを膨大な項目でルーティンとして繰り返すのではなく、できているかできていないかということと共に検出していきましょうというような、組織内ならでの監査スタイルがあります。監査というよりは気づきを誘発するようなものにして、もう少し整理をした上でやはり続けてもらう必要があるかと思います。

(加島委員長) そのとおりだと思います。事務局は、今のコメントに対してどうですか。

(事務局) ありがとうございます。外部監査を導入した場合は、内部監査は少し簡略化したらどうかと考えていましたが、内部監査も重要だという御意見をいただきました。その方向で検討したいと思います。

(寺田委員) 私も、内部監査はそれなりに維持していったほうが良いと思います。外部委託にどのくらい予算があるのかということもありますし、年によって外部監査の状況が変わるのもおかしなことです。内部監査は内部監査で、今の状況を維持するのがよいと思います。

(齋藤委員) 外部監査をする場合の対象についてですが、これこそ感想になりますが、(2)の案の特定個人情報保護評価は、自分が行っている事務についてのアセスメントをするような側面もあります。監査とは違うのかもしれませんが、広い意味では内部監査の一種のような側面がある

かと思えます。

(3)の漏えい事故が起きた課とする案では、まさしく当第三者評価委員会でできるのではないかと思います。そもそもこの第三者評価委員会は横浜のかなりユニークな仕組みのようです。半分外部監査のようなところもあろうかと思います。完全に純粋な外部の人を入れるという意味では、この3つの案の中では、案(1)の「個人情報利用事務に限定する案」が、一番実益があるのかなと思います。

そもそも外部監査に何を求めるかですが、内部監査でやっているものの一部について外部の人にお墨付きを得たいのか、あるいは、例えば自己点検表そのものの修正でもいいですが、外部の人ならではの事を求めるのか、もう少しビジョンを具体的に考えてもらえるといいのではないのでしょうか。

(加島委員長) 案(2)や案(3)よりは、案(1)に限定してやったほうがいいという意見には、私も同意です。事務局はどうでしょうか。

(事務局) 正に今、検討しているところです。委員方の御意見も踏まえて検討を進めたいと思います。

事務局の検討が進んでおらずお恥ずかしいのですが、この話自体が、加島委員長のおっしゃるとおり外部の目を入れたほうがいいのではないかという、トップダウンの発想で出てきている話です。どうしたらいいかまだなかなか見当がつかない中で諮っていますので、予算がどのくらいの規模で考えればいいのかもよく分かりませんし、事務局の考えがあまりない状況です。

委員の御意見を伺ってさしあたり考えたことは、内部監査は維持する方向で考えつつ、そこで不十分かどうかは少し外部の目で見てもらいたいということと、今の方式でクリティカルな問題などが見過ごされてしまう可能性があるとするれば、外部監査ではそのようなところを重点的に見てもらうと良さそうだとということです。検討していきます。

(加島委員長) もう一つ付け加えたいのですが、ISMSでは外部監査ならではの利点がありました。外部監査なので、指摘事項や改善事項など、長期にわたって見直すべきことがかなり細かく分かれています。あとは、グッドポイントといって、よくやっていることへの評価もあります。そのような、「良いことなのでほかの部署でも取り入れよう」という対応は、内部監査ではできませんでした。そのような意味でのメリットも外部評価にはあると思えました。

光安委員、銀行では、ISMSのように個人情報やセキュリティの監査を外部に依頼して実施することはありますか。内部ではどのような形で監査していますか。

(光安委員) 外部は使っていないので承知していません。当行や取引先で監査をしているというのは聞かないので、その弊害はあまり承知していません。

銀行には監査部がしっかりあるので、個人情報に限らず、そのようなところが定期的に監査をします。

(事務局) 光安委員、外部監査を入れないのには何か積極的な考え方があ

るのですか。内部の組織がしっかりしているからですか。

(光安委員) 検討したことがないのではっきりした理由は分かりませんが、外部を入れる理由がないということでしょうか。まず外部を入れる理由というのは、重要なインシデントがあり、その対応として内部ではなく外部ということが考えられると思います。

一方で経済的なコストがあります。そのコストに見合うところはなかなか難しいと思います。何か問題があって、それが再発しないようにという効果があるならばコストもかけられますが、目に見えるものがないと経営判断としてはなかなかそのようなところには向かいにくいです。

(事務局) ありがとうございます。

(加島委員長) ほかになければ、事務局としてはこのような意見を踏まえて検討してもらえればと思います。

(事務局) 大変参考になりました。ありがとうございました。

#### 4 適正管理要綱の改正と基本ルールの策定について

(加島委員長) 次に、議事(4)「適正管理要綱の改正と基本ルールの策定について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料4に基づき説明>

(加島委員長) 報告ありがとうございます。これについて、御質問等がありますか。

(齋藤委員) この「横浜市個人情報の取扱いの基本ルール」はまだ案かと思えます。最終的に確定するのはどのような手順によりますか。

(事務局) 現在、市役所内部で決裁中です。予定では3月中に発出します。

(齋藤委員) 基本ルール(案)第3条第5項に「特定個人情報、要配慮個人情報その他の機微な個人情報」とあります。腐心して書かれた部分もあるかと思いますが、「機微な個人情報」というのはなかなか捉えどころのない概念のものです。どのようなところまでを想定しているのでしょうか。

それに関連する問題ですが、特定個人情報に関しては、内部監査の結果によって全て施錠できる書架に入れるようになったと話がありましたが、要配慮個人情報、機微な情報にまで対象が広がったときもきちんと対応できるのでしょうか。機微な情報の範囲が広いほど、ルールを遵守するのが難しくなるという問題があると思います。

(事務局) 区役所の生活支援課から実際に「機微な個人情報とはどのようなものか」と質問がありました。当課として具体的にイメージしているのは、今のところ、個人の生活状況が分かるような相談記録やケースファイルです。

(齋藤委員) 基本ルール(案)第10条第1項の「業務上必要と認める場合であって、私用のスマートフォン等で写真若しくは動画を撮影し、又は音声を録音する」というのは、どんなことを想定しているのでしょうか。

(事務局) 原則は、私用の機材に個人情報を保存してはなりません。ただし、出先等で急きょ記録の必要が生じて、手元に公用の機材がない場面などで、やむを得ず認められる場合があるのかなと考え、規定したもの

です。

(砂川委員) 基本ルールは、過去の第三者評価委員会の指摘事項を網羅する形で作成されているので、このルールが守られればよいと思います。

一方、実地調査をした感覚では、これを全部行うのは難しいです。基本ルール(案)第3条第5項に「複数の課等で共用する書庫には特定個人情報と保管しない」とありますが、共用書庫に保管されていたところがほとんどでした。実際にできるのかが疑問です。

また、横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱の第17条に「基本ルールを遵守できない場合の措置」があります。その第1項に「基本ルールを遵守できない場合の措置」とあります。実際に基本ルールでできないときは、職場ルールでそのやり方が決められていくのかと思います。

この「職場ルール」は、各職場で私たちが思う品質を保ったルールとなるのかどうかというのがすごく重要です。いろいろな職場で職場ルールがつくられると思いますが、内容が十分かどうかはどんな形でチェックされますか。

(事務局) 基本ルールをベースに基本的な職場ルールを整理していきます。横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱の第17条にあるように、やむを得ない事情により基本ルールを遵守できないときは、責任者が代替ルールを定めます。

この「責任者」は所管の課長です。課長が安易に代替措置を講ずるのでは、安易さに流れる可能性があります。同条第2項にあるように「代替ルールを定めるときは、残存リスクを明示したうえで」定めますので、まずどういったリスクがあるかを明らかにし、その上で、個人情報保護管理者(局区長)の承認を受けて定めることとなります。局区長の承認を必要とすることで、区や局の全体を見ながら、認めるかどうかをしっかりと確認してもらうことで一定の歯止めをかけています。

補足しますが、ここは市内部でもまだ非常に議論があるところです。暫定的な措置として認めざるを得ないとしても、明確に期限を切って「暫定期間はここまでの期間しか認めない」とすべきかどうかも議論しているところです。

我々は予算措置ができる立場ではないので、「今年中に」とか「来年までに」と言って対応させるのは難しいかと思っています。まずは代替措置を定めた課にそれを報告させて、よく分析して、組織の上部にも報告し、実際に措置をさせられるのであれば、別途事務局長の権限で指導していくことを考えています。

(加島委員長) 基本ルールが定まったので、実地調査の際にはこれをある程度見ていくことにもなるかと思います。よろしくお願いします。

ほかに、委員の皆さんから御質問等ありますか。

(各委員) <質問等なし>

(加島委員長) それでは、これで、議事「(4) 適正管理要綱の改正と基本ルールの策定について」は終了とさせていただきます。

	<p>(加島委員長) それでは、「(5) その他」について、事務局から何かございますか。</p> <p>(事務局) 事務局からは、特にございません。</p> <p>(加島委員長) では、委員の皆様からは何かありますか。</p> <p>(各委員) &lt;連絡等なし&gt;</p> <p>(加島委員長) 最後に、事務局から連絡事項が何かありますか。</p> <p>(事務局) 最後に、次回委員会の開催日について、御都合をお伺いしたいと思います。</p> <p>次回は来年度になりまして、本日の議事で確定いただいたとおり、6月上旬を予定しております。詳細については、別途候補日をメールにて御連絡させていただき、調整させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>詳細については、またメールでお伺いします。皆さまの御予定を伺い、所管課とも調整してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、人事異動の内示があり、市民情報課長の小澤が本日で最後になりますので、御挨拶させていただきます。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>(光安委員) 私も人事異動があり、恐らく次回からは別の者が担当することになります。今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>(加島委員長) それでは、閉会といたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p><b>【閉会】</b></p>
資 料	<p>資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年度第2回委員会会議録</li> <li>2 令和3年度活動方針について(案)</li> <li>3 特定個人情報の監査方法の見直しについて</li> <li>4 適正管理要綱の改正と基本ルールの策定について</li> </ol>

本会議録は、令和3年6月3日令和3年度第1回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会 委員長 加島 保路